

令和5年度版 年金ライフサポート
追補

12 頁

* 1 ■基本手当の給付率

(令和5年8月～令和6年7月)

離職日の年齢	賃金日額	2,746 円以上 5,110 円未満	5,110 円以上 11,300 円以下	11,300 円超 12,580 円以下	12,580 円超
	60 歳未満	80%	80%～50%		50%
60 歳以上 65 歳未満	80%～45%		45%		

* 賃金日額の上限は 45 歳～59 歳 16,980 円、60 歳～64 歳 16,210 円。基本手当日額の上限は 45 歳～59 歳 8,490 円、60 歳～64 歳 7,294 円。

18 頁

● 受給要件

- ・ 賃金が①60 歳時点の賃金に比べて 75%未満、かつ②370,452 円未満 (令和5年8月～令和6年7月)

● 受給額

- * なお、①または②で計算した額と賃金との合計額が 370,452 円未満 (令和5年8月～令和6年7月) を超える場合は、超えた額が減額されます。